

令和５年度第４回障害保健福祉施策連絡会会議録

１ 開催日時

令和５年１１月６日（月） 午前１０時から午前１１時３０分まで

２ 開催方法

対面（傍聴のみオンライン）

３ 出席状況

（出席）

浜松市浜松手をつなぐ育成会 小出隆司 伊藤幸枝 安藤幸枝

特定非営利活動法人浜松地区肢体不自由児親の会 里あゆ子

浜松市視覚障害者福祉協会 赤堀奈津子

特定非営利活動法人浜松地区精神保健福祉会明生会 赤池千明

浜松ろうあ協会 大石博子・伊藤行夫

浜松の福祉を考える会 小田木一真、矢島利充、村松良子

ぞうさんの会 清水恵美

浜松市障がい者基幹相談支援センター 雨宮寛

（欠席）

天竜川地域精神保健福祉会 若杉会

浜松市身体障害者福祉協議会

浜松市浜北手をつなぐ育成会

アクティブ

（事務局 障害保健福祉課）

久保田課長、金原課長補佐、河合主幹、宮本副主幹、大庭副主幹、岡田副主幹、中田主任、

４ 議事内容

（１）第４次浜松市障がい者計画（案）について

（２）第７期浜松市障がい福祉実施計画及び第３期障がい児福祉実施計画（案）について

（３）その他

５ 記録の方法

発言者の要点記録

6 会 議 記 録

1 開会

2 議事

(1) 第4次浜松市障がい者計画（案）について

事務局・宮本が資料を基に説明

<浜松福祉を考える会 矢島>

1点目は、基本目標について。

基本目標3に「包括的な支援」、基本目標4に「重層的支援」という言葉が載っている。包括的とはすべてを含める、重層的とはいくつかの層が重なっているということ。

近年、「横断的支援」という言葉を用いるようになってきている。横断的とは、特定の枠組にとらわれず複数の分野にまたがっていること。すなわち、健常者、支援者だけではなく、当事者や家族、その団体を含めた包括的な支援を重層的、横断的支援とすれば、基本理念に明記されている「地域の中での支え合い、共生、共助でつくる豊かな地域づくり」につながると考える。包括的、重層的な横断的という考えもあるのか。

2点目は、P25に相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実について。

今回の案の中に、障害者相談員、コミュニティーソーシャルワーカーというものが目に留まる。来年度以降、障がい者相談支援センターが7地域に設置される。基本目標4の内容が分野別施策を吸収すると認識している。介護保険の地域包括支援システムのような包括支援を、障害者相談員や地域福祉の専門職であるコミュニティーソーシャルワーカーとも連携して実施していくのか。

<浜松市浜松手をつなぐ育成会 小出>

関連で発言する。

重層的支援については、前回の部会で申し上げた。

障害福祉は、介護保険と大きな違いがあり、障害福祉サービスは、障害当事者のサービスをどうするかということであり、それを支えている地域や家族の支援という介護保険という包括的支援というものが抜けている。

浜松市においては、そこに視点をあてて制度の中に組み込んでいくという考えはないかと話した。そこについての考え方を示していただきたい。

<事務局>

パブリックコメントでのご意見としてうかがい、回答していきたいと考える。

横断的ということについては、介護保険のサービスと比較して、当事者が主となっており地域や家族等の支援する者に視点があてられていないとご意見だと思う。

障がい者計画の中で重層的支援として福祉総務課が所管となり整備していくこととしている。計画に位置付けするだけではなく、内容を検討していきたいと考える。

<浜松福祉を考える会 村松>

分野別施策「1 理解促進」の人材育成について、家族としてはヘルパーの力がないと生活が難しいため、ヘルパーの人材育成を市として進めていってほしい。その内容を計画に盛り込んでほしい。

2点目。「2 生活支援」(2) 相談支援体制の充実」のヤングケアラーの相談窓口の設置についてであるが、相談窓口の設置だけでは足りないのではないかと。子どもの気持ちを考えた手厚い支援が必要だと思うため、窓口の設置の記載だけではなく、実際の支援の内容等の記載があってもよいのではないかと。

3点目。「4 生活環境」「福祉のまちづくり推進」について、公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進には当事者や利用者の視点が入るような文言を入れてほしい。

以上3点に加えて、先ほどの重層的支援体制についての意見に加えたい。障害の家族と親の介護のダブルケアの視点も入れてほしい。

外国人で障害のある人のダブルマイノリティについて、「4 保健・医療」に「外国人メンタルヘルス相談支援事業の実施」として精神障害については支援が掲載されている。福祉の手続きは申請主義であるが、毎年の手続きについて外国人が理解できていない。ぜひ伴走してほしい。

<浜松地区精神保健福祉会 赤池>

福祉総務課で策定している地域福祉計画と障がい者計画との関連について、位置づけを明確にした方がいいと思う。地域福祉計画が障がい者計画の上位計画という認識であり、これまで出た質疑に対する回答がしやすくなると思う。

比較すると、地域福祉計画では「地域共生社会」という言葉が使われているが、障がい者計画では使われていない。言っている内容は同じだと思う。

重層的支援体制という言葉についても地域福祉計画では全面に押し出しているため、障がい者計画でも重要視してもいいのではないかと感じる。

社会福祉協議会については障がい者計画では薄くなっていると感じる。障害者団体は、地区の社会福祉協議会やコミュニティーソーシャルワーカーとの密接なかかわりが出てきているため、その連携がわかるようになるとよい。

健康福祉部内のその他計画について、障がい者計画の中でも強調してもいいのではないかと。

<事務局>

計画の位置付けについては、「計画の概要」の「2 計画の位置づけ」に記載があり、その他の計画との関連を示している。

今回の意見は、わかりやすさが必要ということでご意見をうかがった。

<浜松福祉を考える会 矢島>

障害者虐待や障害者差別解消について、浜松市では学校弁護士という事業がある。この事業では、学校内での問題を弁護士に相談するというもの。この対象としては、静岡県立

である特別支援学校は対象とならないと思うが、浜松市立の学校にある発達支援級については、この対象となるか。分野別施策「5療育・教育」にその内容を記載してもいいのではないかと思った。

また、キッズサポーター、スクールヘルパーについて、障害者差別解消法や障害者虐待防止法の研修を受講してもらうことで、発達支援のサポーターにもなるのではないか。

（２）第７期浜松市障がい福祉実施計画及び第３期障がい児福祉実施計画（案）について

事務局・宮本が資料を基に説明

＜浜松福祉を考える会 小田木＞

施設入所者の地域生活への移行の部分で、45 人を目標とするとのことだが、浜松学園からの移行者も含まれているか。

浜松学園からグループホームへ移った人はいたか。

＜事務局＞

浜松学園からの移行者も含んでおり、その中には多くはないがグループホームへ移った方もいる。

＜浜松福祉を考える会 小田木＞

障害者の地域移行を考えるとグループホームは重要なものとなる。昨今、国連障害者権利委員会等で、日本のグループホームのあり方について問題があると指摘されているため、そのことを念頭において地域移行について考えてほしい。施設からアパート等への移行が可能となるよう制度が充実していくことを望む。

＜浜松市浜松手をつなぐ育成会 小出＞

入所施設の見込量について 675 人とされている。地域移行支援の障害福祉サービス量の記載もあるが、入所待機者を勘案していたものか。現在の入所待機者を浜松市は把握しているか。その待機者を入所施設へという方針でいるか。

一方、地域移行支援のサービス見込は4となっている。

10 年かけても入所者を0人とすることは難しいと思う。入所待機者を地域移行で年間4人ずつグループホームへ移行するということは考えているか。

＜事務局＞

入所待機者はR5年3月末時点で330人となっている。

入所希望の理由としては、本人の行動障害等の問題行動が強いことや家族の高齢化等によるものとなっている。

地域移行は、入所施設や精神科病院からの地域移行の支援となるため、入所待機者のグループホームへの移行は対象となっていない。

入所待機者について、入所せずに他のサービス利用による地域生活の継続についての課題認識は持っているため、検討していきたい。

<浜松市浜松手をつなぐ育成会 小出>

入所待機者が 330 人いるが、その対策について議論されていなかった。そこを進めていく必要がある。

<事務局>

入所待機者の状況は様々であり、現在は入所不要であるが将来的に必要となるため待機となっているという方もいる。そういった状況を確認し、今後の対策について検討したい。

<福祉を考える会 矢島>

訪問系サービスについて、入所待機者が 330 人という数の中、重度訪問介護のニーズが高まると思われる。重度訪問介護の利用時間数上限としては、浜松市は平成 18 年度の制度開始当初から変わっていないが、上限を撤廃した自治体が出ている。ニーズの高まりから、そのニーズを満たすために重度訪問介護従事者が増加するという雇用を生み出すとの考えで撤廃したとのことであった。雇用を生み出すということは地域の活性化につながり、税収も増えると思われるため、総合的に考えた施策を検討してほしい。親亡き後では遅いため、親が元気なときに様々な支援を考えていってほしい。

<浜松市浜松手をつなぐ育成会 安藤>

地域移行の目標が 3 年間で 45 人となっているが、障害福祉サービスの見込量の地域移行支援は 4 人、また、精神障害者利用分が 3 人となっている。これはどういう意味か。

<事務局>

成果目標にある地域移行の目標値と障害福祉サービスの地域移行支援の見込量のかかりはない。

障害福祉サービスの地域移行支援は、長く入院、入所している人が地域生活へ移行するための支援を行うサービスのことで、見込量はそのサービスを利用する人の見込みである。

(3) その他

パブリックコメントの意見の提出方法は、直接持参、郵便、FAX 等、どの方法でもよい。

氏名や団体名の記入は必要で、その記載がない場合は、回答ができかねるため記載をお願いしたい。

<浜松市浜松手をつなぐ育成会 小出>

重点施策「5 関係機関と連携した子どもと家庭に対する支援体制の強化」について、児童発達支援の機能について、現在は学齢期前の支援であるが、小学校、中学校等へも広げた支援を行うのか。

分野別施策「5 療育・教育」「卒業後の自立に向けた支援」の「キャリア教育と進路相談の充実」に「キャリア教育の推進」があり、指導課が所管となっている。教育委員会は、義務教育に関する事業を行っている部署であり、ここでいうキャリア教育とは中学校卒業後のことを指しているのか。だれを対象としているのかということを教えてほしい。

<浜松地区精神保健福祉会 明生会 赤池>

重点施策「1 差別の解消・権利擁護の推進」に「障害者差別解消支援地域協議会を運営します」とあるが、現在あるものか、今後設置するものか。

<事務局>

現在、障害者施策推進協議会の場で障害者差別解消支援地域協議会を開いている。

<浜松地区精神保健福祉会 明生会 赤池>

今後も同様の体制を継続するか。国でも設置するようにとの方針が出ているが、独立して設置する予定はないか。

<事務局>

国の指針において、別の協議体に機能を付加させてよいとされている。

<福祉を考える会 矢島>

第4次障がい者計画の分野別施策「8 社会参加」「スポーツ・文化活動、余暇活動の充実」の部分で、浜松アリーナの改修の際は、障がい者の車いすバスケットボール等のパラリンピック種目が可能となる設計をするようお願いしてほしい。

また、友愛のさとの体育館にエアコンがない。防災の避難場所になっているため、改修するようしてほしい。

<事務局>

次回の開催は、後日お知らせする。